

令和6年7月9日

山梨県農政部食糧花き水産課

課長 大澤 一仁

電話 055-223-1614(内線 5300)

報道関係者各位

山梨県内におけるコイヘルペスウイルス（KHV）病の確認について

山梨県内の養殖業者でコイヘルペスウイルス（KHV）病が確認されたため、当該事業者に対し、まん延防止措置命令を発出しました。

なお、KHV病はコイ特有の病気で人体への影響はありません。

1 KHV病の確認

(1) 経緯

県内養殖業者が、輸出錦鯉衛生証明書発行のための定期検査（KHV病検査）を業者に依頼したところ、令和6年7月3日にKHV病の陽性が確認されました。

その後、県水産技術センターが、当該養殖業者にまん延防止対策を要請するとともに池の特定のための一次検査を行い、令和6年7月5日に陽性を確認しました。

そこで、県から、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所に確定診断を依頼したところ、本日、KHV病の陽性が確定したため、当該養殖事業者に対し、持続的養殖生産確保法に基づいて、まん延防止措置命令を発出しました。

(2) まん延防止措置命令

- ・陽性が確認されたコイと同一所在地の施設のコイの移動を制限する。
- ・陽性が確認された池及び同一水系の池のコイを焼却、埋却等により処分すること。
- ・上記のコイを収容していた施設及び病原体が付着し、又は付着しているおそれのある関連飼育器具等を消毒すること。

(3) その他

- ・他の県内養殖業者に対し入出荷の取扱い等に十分配慮するよう、一層の注意喚起を促します。
- ・県内でのKHV病の発生は令和2年以来であり、36例目となります。

2 人体への影響

- ・KHV病はマゴイ、ニシキゴイに特有の病気で、コイ以外の魚には感染しません。
- ・感染したコイに触れたり食べたりしても、人体への影響はありません。